

第20回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和4年1月28日(金) 午後3時57分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和4年1月28日(金) 午後3時57分
2. 閉会時間 令和4年1月28日(金) 午後5時3分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長) 北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	西森 博昭	7	大川 徳昭	12	平野 晋

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	大場 文彦	安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一
中央	稲田 俊夫	杉谷	堀川 邦夫	三会	榊 廣
三会	田上 富康	三会	林田 了星	三之沢	水本 正一郎
東空閑	本多 正典	高野	吉田 純弘	高野	吉田 和久
池田	松本 良二	久原	本田 敏博	釘崎	太田 武春
戸田	林田 靖仁				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 新規就農者について

8. 議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請について |
| 第2号議案 | 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について |
| 第3号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願について |
| 第4号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第5号議案 | 非農地証明願について |
| 第6号議案 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について |
| 第7号議案 | 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について |
| 第8号議案 | 土地改良事業に参加する資格について |

午後3時57分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

ただ今より、第20回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、5番 西森 博昭 委員、7番 大川 徳昭 委員、12番 平野 晋 委員は所要のため、欠席との連絡があっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、11番 吉田 政信 委員、13番 吉田 昭浩 委員を指名します。

議長（会長）

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告事項の削除をお願いします。

議案集9ページをお願いします。

報告第3号3番について、1月28日付けで申請書の取り下げがありましたので、削除をお願いします。

続きまして、議案の削除をお願いします。

議案集10ページ、11ページをお願いします。

第1号議案4番から7番について、1月28日付で申請書の取り下げがありましたので、削除をお願いします。

以上です。

議長（会長）

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから3ページに記載のとおりで、11件 19筆 23, 548平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集4ページから8ページに記載のとおりで、10件 49筆 56, 205.75平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集は9ページ、届出者の2名は記載のとおりで、のちほど上程する農地法第3条による農地を賃貸借し、

農業に従事する予定です。
以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。
第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番は関連がありますので、一括して上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の借人及び貸人は、議案集10ページ1番に記載のとおりで、
畑 1筆 4, 094平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。
取得後の耕作面積は、4, 094平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機 1台、草刈機 2台 軽トラ 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

また、2番の借人及び貸人は、議案集10ページ2番に記載のとおりで、
畑 1筆 3, 655平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。
取得後の耕作面積は、7, 749平方メートルで、農機具は、1番と同じで、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番および2番について報告します。

1番および2番の賃借人は、新規就農者で2年間、農業経験を積み、新たに農地を借用するものです。島原振興局職員の……氏の営農指導のもと、南島原市で農業に従事している兄と不知火を作付する計画です。
申請地までの通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見ております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の借人及び貸人は、議案集10ページ3番に記載のとおりで、畑 2筆 5,742平方メートルを賃貸借による権利設定するための申請です。

取得後の耕作面積は、5,742平方メートルで、農機具は、軽トラ 1台、動噴 1台を所有、トラクター 1台をリースしており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の賃借人は、新規就農者で3年間、農業経験を積み、新たに農地を借用するものです。借受する農地の所有者である、……氏の営農指導のもとスイートコーン・モロヘイヤ・ブロッコリー・オクラを作付する計画

です。

申請地までの通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見ております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（耕作権設定）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ1番に記載のとおりで、畑 1筆 1,317平方メートルを宅地と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、23,008.78平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、田植え機1台、畝上げ機 1台、コンバイン 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、50年の農作業暦があります。

妻と子と3人で農業を営み、申請地も含め、水稻、イチゴ、ゴーヤを作付し、通作距離は自宅から500メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ2番に記載のとおり畑 1筆 750平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、53,468.12平方メートルで、農機具は、ショベルカー 4台、トラクター 6台、コンバイン 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、50年の農作業歴があります。

妻と子と3人で農業を営み申請地も含め、水稻、飼料作物を作付し、通作距離は自宅から車で約5分ということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ3番に記載のとおり田 2筆 852平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、14,525.33平方メートルで、農機具は、ユンボ 1台、耕耘機 1台、乾燥機 1台、草刈機 1台、トラック 1台、トラクター 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、50年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営み申請地も含め、サツマイモ、玉葱、菊芋、柿を作付し、通作距離は自宅から350メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集12ページ4番に記載のとおり畑 3筆 6, 329平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、6, 329平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、耕耘機 2台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は16年の農作業歴があります。

両親と3人で同一経営体として農業を営んでおり、申請地も含め、キャベツ、里芋、じゃがいも、サツマイモを作付しており、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集13ページ、1番に記載のとおりで、平成……付け長崎県指令……号により許可を得ていたが、計画が中止となった為、取り消したいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は行われておらず、現況は農地のままであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可処分の取消願を認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に送付いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集14ページ、1番に記載のとおりで、申請地 599.24平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
……委員

（……委員）

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。
切土造成し、コンクリート擁壁を設け、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集14ページ、2番に記載のとおりで、申請地 780.76平方メートルを借り受け、隣接アパート等の貸露天駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側は道路、西側は山林となっております。
現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集14、15ページ、3番に記載のとおりで、申請地 1,901平方メートルを譲り受け、木造平屋建貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、……からおおむね300メートル以内にあり、市街地化の著しい区域内にある農地に該当するため、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集15ページ、4番に記載のとおりで、申請地 577平方メートルを譲り受け、建設用資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地区域外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地及び農地、東側は鉄道用地、南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第5号議案、非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集16ページ、1番に記載のとおりで、昭和59年11月頃から、隣接する宅地と一体的に利用されております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

(……委員)

第5号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側及び西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地と一体的に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除外の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集17ページから21ページに記載のとおりで、

耕作権の新規設定 14件 33筆 24, 857.49平方メートル

耕作権の再設定 9件 20筆 23, 883平方メートル

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集22ページに記載のとおりで、

5件 15筆 10, 378.61平方メートルです。

合計 28件 68筆 59, 119.10平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定いたします。

……委員の入場を求めます。

（……委員 入場）

議長（会長）

第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長（会長）

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明します。

議案集の23、24ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、65筆、65,678.24平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載しております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、8名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第7号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

ご異議がないようですので、第7号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。
……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長(会長)

第8号議案、土地改良事業に参加する資格について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第8号議案、土地改良事業に参加する資格について説明します。

三会原第3地区県営水利施設等保全高度化事業に伴い、土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原(賃借権、使用貸借権等)で耕作を行っている者となっています。

資料は別添③をご覧ください。

対象者は13名、21筆、面積約1.9ヘクタールです。

今回、農業委員会が証明を行った3名資格者に、事業への参加同意をとられ、整備事業が行われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(会長)

ご意見等がありませんので、第8号議案は、証明書を発行することによろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長(会長)

ご異議がないようですので、第8号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定します。

以上で、第20回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

(ちょっとよろしいでしょうか、との声あり) ……委員

(……委員)

第4号議案3番の排水はどこに、どのように流れていくのか。

合併前（20年前）、近くの畑を埋め立てた場所に、その時自治会からクレームがついた。
今回の件では、……さんの農地の山手に流れていくと思われる。
また、……から市道縦線の雨水と合流し溢れる。

事務局

別添①、9ページをご覧ください。
配置図、中ほどの道路を通って、市道側溝に流れます。

（……委員）

敷地からの排水量を市道側溝で全部賄えるのか
……からの市道縦線側溝は島鉄線路を越えて大きく側溝は造れなかった。

事務局

今回の件に関しては、周囲農地に直接影響を与えないため、問題なしと見ている。
雨水は山手から下手へ流れるので、最近のような豪雨時には市道側溝では賄えない。
将来、市道側溝から溢れるようであれば、自治会で側溝を大きくするよう市へ要望することもできます。

（……委員）

そうすると、農業委員会で許可した後は当事者の責任で行うこととなるのか。

事務局

そのとおりです。
今回の件は、畑から宅地に転用し、敷地内はコンクリートにするので市道へ流れる。
この排水量では問題なしと見えています。
民法での境界からの引き込み、建築基準法での高さ制限などの範囲内であるので、問題なしと見えています。

議長（会長）

……委員

（……委員）

現状は畑であり地下浸透しているが、宅地にすると道路側へ流れる。一気に流れない対策をする条件は付すことはできないのか。
例えば、敷地内の側溝に一時的に水量をためる「溜枘」を造るとか、側溝幅を広げるとか。

事務局

委員のご意見を踏まえて、雨水が市道側溝へ一気に入らないように「枘」を造る等の意見を申し添えるようにします。

議長（会長）

委員の意見を受け止めて、農業委員会として、「委員から意見があり、農地に支障がないような対策をお願いする。」ことを申請者へ申し添えることでよろしいですか。

（「了解」という発声）

以上で、第20回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第20回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時3分閉会